

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○救急医療機関の認定	一	(医療整備課)
○知事指定薬物の指定の失効	一	(薬務課)
○農用地利用配分計画の認可	一	(農業振興課)
○道路の区域変更	二	(道路課)
○開発行為に関する工事の完了	二	(建築宅地課)
○政治団体の届出	二	
○政治団体の届出事項の異動届	三	
○政治団体の解散届	三	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十五年分)	四	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十六年分)	四	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十七年分)	四	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十八年分)	七	
○資金管理団体の届出	七	
○資金管理団体の指定取消し等の届出	七	
○人事委員会規則一一一(規則の分類)の一部を改正する規則	八	
○人事委員会規則一四一〇(職員の退職管理に関する規則)	八	
○人事委員会の権限(職員の退職管理)の一部の委任	一一	

宮城海区漁業調整委員会

## 告 示

○かじき等流し網漁業の制限

一一

○宮城県告示第百三十一号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十八年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
大崎市民病院鹿島台分院	大崎市民病院鹿島台平渡字東要害	平成二十八年二月十四日	平成三十一年二月十三日

○宮城県告示第百三十二号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 失効する知事指定薬物の名称
- 化学名 一ブチル-N-(ニフェニルプロパン-ニール)-1-ヒンドール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名CUMYL-BICA)
  - 化学名 一(五-フルオロペンチル)-N-(ニフェニルプロパン-ニール)-1-ヒンドール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名CUMYL-5FP7AICA)
  - 化学名 ニ(八-プロモ-ニ-三・六・七-テトラヒドロベンゾ[1,1-ニ-b・四・五-b']ジフラン-四-イル)エタンアミン及びその塩類(通称名2C-BFLY)
- 二 失効の理由
- 当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため
- 三 指定の効力が失われる日
- 平成二十八年二月二十日
- 宮城県告示第百三十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十八年二月十九日

○宮城県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
気仙沼市田谷一番一地从先から 同市本町二丁目五九番一地从先まで		前 A	後 B	六・三 二二・二	一八七・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	前 B	二〇・〇 三八・七	二〇・〇 三八・七	一八七・三	一八七・三	

### 公 告

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年二月十九日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
気仙沼市最知南最知百三十七番の一部、百三十九番一の一部、百三十七番地先の道の一部  
気仙沼市
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第一号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	届出年月日
---------	--------	----------	------------	------------	-----------------------	-------

伊東広治後援会	伊東 広治	伊東 広治	多賀城市伝上山一七	参議院議員	伊東 広治、参議院議員	平成二十八年一月十四日
---------	-------	-------	-----------	-------	-------------	-------------

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

いぬかい克子後援会	犬飼 克子	佐々木広美	黒川郡大和町吉田字要宮川原六八	平成二十八年一月十三日
-----------	-------	-------	-----------------	-------------

加川敦後援会	加川 敦	加川 敦	刈田郡蔵王町宮字町四〇	平成二十八年一月四日
--------	------	------	-------------	------------

葛西清を育てる会	大沼 克己	葛西すずい	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原三八〇	平成二十八年一月二十二日
----------	-------	-------	--------------------	--------------

かつぬま栄明河北・北上・雄勝後援会	千葉 征規	今野 国彦	石巻市駅前北通り二一九一	平成二十八年一月十三日
-------------------	-------	-------	--------------	-------------

齋藤英之助後援会	佐藤 徹男	佐藤 美道	刈田郡蔵王町大字塩沢字天王七一一八	平成二十八年一月二十一日
----------	-------	-------	-------------------	--------------

そのだ修光仙台後援会	千田 勝見	庄子 清典	仙台市青葉区花京院一一一三〇	平成二十八年一月十八日
------------	-------	-------	----------------	-------------

千坂博行後援会	千坂 博行	千坂美也子	黒川郡大和町鶴巢大平字植田四五	平成二十八年
---------	-------	-------	-----------------	--------

宮城維新の会 吉田 良 吉田 良秋 名取市大手町一六〇一 一月十四日  
 平成二十八年一月二十九日

○宮選管告示第十四号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
 平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
維新の党衆議院宮城県第2選挙区支部	林 宙紀	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉一三一二二	仙台市若林区六丁の目南町一〇〇	平成二十八年一月一日
自由民主党宮城県看護連盟支部	富田きよ子	会計責任者の氏名	富田きよ子	神林美和子	平成二十七年十二月一日
自由民主党宮城県薬剤師支部	佐々木孝雄	会計責任者の氏名	廣重 憲生	瀬戸 敏之	平成二十七年七月二十六日
自由民主党宮城県仙台市泉区第一支部	野田 讓	主たる事務所の所在地	仙台市泉区上谷刈三二二九	仙台市泉区南光台七二四一五二	平成二十七年十一月一日
自由民主党宮城県第五選挙区支部	勝沼 栄明	主たる事務所の所在地	石巻市駅前北通り二一九一	石巻市大街道東四丁目二一一	平成二十八年一月二十日
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）		会計責任者の氏名	橋本 博	遠藤 利信	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
赤間次彦後援会	山田 清一	会計責任者の氏名	赤間 叔子	伊藤 強	平成二十八年一月八日
MSS政策研究会	新沼 福也	会計責任者の氏名	橋本順一郎	松原 祐介	平成二十七年十二月二十八日
小野寺五典後援会	石川 雅治	主たる事務所の所在地	気仙沼市魚市場前七一一三	気仙沼市八日町一〇〇（二階）	平成二十八年一月一日
佐藤としふみ後援会	佐藤 敏文	代表者	佐藤 敏文	山家 一彦	平成二十八年

都市政経懇話会 岡 ミチ子 の氏名 一月二十七日  
 平成二十六年十月二十一日

宮城県看護連盟 富田きよ子 の氏名 富田きよ子 神林美和子 平成二十七年十二月一日

宮城県藤井基之薬剤師後援会 佐々木孝雄 の氏名 佐々木孝雄 廣重 憲生 平成二十七年七月二十六日

宮城県薬剤師連盟 佐々木孝雄 の氏名 佐々木孝雄 廣重 憲生 瀬戸 敏之 平成二十七年七月二十六日

○宮選管告示第十五号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
 平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
維新の党宮城県第一区支部	畠山 昌樹	平成二十七年十二月三十一日
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
阿部まさ子後援会	阿部まさ子	平成二十八年一月二十六日
岡いくお後援会	丹野 實	平成二十六年十月二十一日
葛西清を育てる会（設立届出年月日 平成二十四年一月二十四日）	大沼 克己	平成二十七年三月三十一日
木村正義後援会	遠藤 賢一	平成二十七年十二月三十一日
ささき征治後援会	鎌田世津子	平成二十七年十二月二十七日
佐藤正友後援会	伊藤 捷治	平成二十七年十月三十日
地域社会研究会	千葉 達	平成二十七年十二月二十日
千葉とおる後援会	千葉 達	平成二十七年十二月二十日
寺沢まさし後援会	馬場 修三	平成二十七年十二月三十一日
寺沢まさし七ヶ浜後援会	鈴木 勲	平成二十七年十二月二十二日
寺沢まさし政経フォーラム	寺澤 正志	平成二十七年十二月三十一日
都市政経懇話会	岡 ミチ子	平成二十六年十月二十一日

松川利充後援会  
 水沢ちこう(智孝)後援会  
 目黒啓治後援会  
 渡辺よしお後援会

藤元 寛 平成二十七年十二月三十一日  
 村上 哲也 平成二十七年十一月八日  
 引地 芳郎 平成二十八年一月二十七日  
 星 春男 平成二十七年十二月三十一日

○宮選挙告示第十六号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)  
 葛西清を育てる会  
 報告年月日 28. 1. 22 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

○宮選挙告示第十七号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)  
 岡いくお後援会  
 報告年月日 28. 1. 28 (26. 10. 21解散)

1 収入総額 25,697  
 前年繰越額 25,697  
 2 支出総額 0

葛西清を育てる会  
 報告年月日 28. 1. 22 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

都市政経懇話会

報告年月日 28. 1. 28 (26. 10. 21解散)

1 収入総額 439,075  
 前年繰越額 439,075  
 2 支出総額 0

○宮選挙告示第十八号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(政党の支部)  
 維新の党宮城県第1区支部  
 国公議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号  
 公職の候補者の氏名 島山 昌樹  
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員  
 報告年月日 28. 1. 21 (27. 12. 31解散)

1 収入総額 103,622  
 前年繰越額 103,622  
 2 支出総額 103,622  
 3 支出の内訳  
 政治活動費 103,622  
 組織活動費 97,730  
 機関紙誌の発行その他の事業費 5,892  
 宣伝事業費 5,892

報 告 書 公 報 回 城 県

<p>(資金管理団体) 阿部まさ子後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 阿部まさ子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 利府町議会議員 報告年月日 28. 1. 26 (28. 1. 26解散)</p>		<p>政治活動費 寄附・交付金 1,125,000 1,125,000</p>	
<p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p>	<p>5 寄附の内訳 〔政治団体分〕 自由民主党宮城県第四選挙区支部 葛西清を育てる会 報告年月日 28. 1. 22 (27. 3. 31解散)</p>	<p>100,000 塩竈市</p>	
<p>地域社会研究会 資金管理団体の届出をした者の氏名 千葉 達 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 28. 1. 14 (27. 12. 20解散)</p>		<p>その他の政治団体 報告年月日 28. 1. 27 (27. 12. 31解散)</p>	
<p>1 収入総額 142,118 前年繰越額 142,118 2 支出総額 142,118 3 支出の内訳 経常経費 98,000 備品・消耗品費 98,000 政治活動費 44,118 組織活動費 44,118</p>	<p>1 収入総額 1,521,668 前年繰越額 226,624 本年収入額 1,295,044 2 支出総額 1,521,668 3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (150人) 525,000 寄附 770,044 政治団体分 770,044</p>		
<p>寺沢まさし政経フォーラム 資金管理団体の届出をした者の氏名 寺澤 正志 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 28. 1. 27 (27. 12. 31解散)</p>		<p>4 支出の内訳 政治活動費 525,000 経常経費 996,668 人件費 540,000 光熱水費 62,400 備品・消耗品費 12,793 事務所費 381,475 政治活動費 525,000</p>	
<p>1 収入総額 1,125,000 前年繰越額 1,025,000 本年収入額 100,000 2 支出総額 1,125,000 3 本年収入の内訳 寄附 100,000 政治団体分 100,000 4 支出の内訳</p>			

解 公 城 回

<p>5 寄附の内訳</p> <p>〔政治団体分〕</p> <p>志21の会 770,044 大崎市</p> <p>佐藤正友後援会</p> <p>報告年月日 28. 1. 21 (27. 10. 30解散)</p>		<p>〔政治団体分〕</p> <p>寺沢まさし政経フォーラム 1,125,000 多賀城市</p> <p>寺沢まさし七ヶ浜後援会 19,290 宮城郡七ヶ浜町</p> <p>宮城県道路運送経営研究会 50,000 仙台市若林区</p> <p>塩釜市歯科医師連盟 50,000 塩竈市</p> <p>年間五万円以下のもの 10,000</p> <p>寺沢まさし七ヶ浜後援会</p> <p>報告年月日 28. 1. 12 (27. 12. 22解散)</p>	
<p>1 収入総額 35,658</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>千葉とおる後援会</p> <p>報告年月日 28. 1. 14 (27. 12. 20解散)</p>	<p>1 収入総額 19,290</p> <p>2 支出総額 19,290</p> <p>3 支出の内訳 19,290</p> <p>政治活動費 19,290</p> <p>寄附・交付金 19,290</p> <p>松川利充後援会</p> <p>報告年月日 28. 1. 22 (27. 12. 31解散)</p>		
<p>1 収入総額 2,932,676</p> <p>2 支出総額 2,898,790</p> <p>3 本年収入の内訳 2,552,301</p> <p>寄附 1,254,290</p> <p>政治団体分 1,254,290</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,644,500</p> <p>体育大会 94,500</p> <p>寺沢まさし県政報告会 1,550,000</p>	<p>1 収入総額 67,000</p> <p>2 支出総額 10,824</p> <p>3 本年収入の内訳 67,000</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 56,176</p> <p>政治活動報告会・役員会・懇親会 28,000</p> <p>政治活動報告会・役員会・懇親会 28,176</p>		
<p>4 支出の内訳 2,552,301</p> <p>政治活動費 1,555,078</p> <p>組織活動費 997,223</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 997,223</p> <p>5 寄附の内訳 997,223</p>	<p>4 支出の内訳 67,000</p> <p>政治活動費 67,000</p> <p>組織活動費 67,000</p> <p>水沢ちこう(智孝)後援会</p> <p>報告年月日 27. 11. 8 (27. 11. 8解散)</p> <p>1 収入総額 51,138</p> <p>前年繰越額 33,138</p>		

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

阿部まさ子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 阿部まさ子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 利府町議会議員

報告年月日 28. 1. 26 (28. 1. 26解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

日黒啓治後援会

報告年月日 28. 1. 29 (28. 1. 27解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
千坂 博行	大和町議会議員	千坂博行後援会	黒川郡大和町鶴泉大平字植田四	平成二十八年二月十四日

五

○宮選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体でなくなった旨届出があった。

平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

本年収入額 18,000

2 支出総額 51,138

3 本年収入の内訳 (9人) 18,000

個人の党費・会費

4 支出の内訳 51,138

政治活動費 11,138

組織活動費 40,000

機関紙誌の発行その他の事業費 40,000

その他の事業費

日黒啓治後援会

報告年月日 28. 1. 29 (28. 1. 27解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

渡辺よしお後援会

報告年月日 28. 1. 6 (27. 12. 31解散)

1 収入総額 42,773

前年繰越額 42,764

本年収入額 9

2 支出総額 42,773

3 本年収入の内訳

その他の収入 9

一件十万円未満のもの 9

4 支出の内訳

経常経費 42,773

備品・消耗品費 42,773

○宮選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

宮城県選挙管理委員会

(一) 法第十九条第三項第一号による届出 資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
阿部まさ子	阿部まさ子後援会	平成二十八年一月二十六日
千葉 達	地域社会研究会	平成二十七年十二月二十日
寺澤 正志	寺沢まさし政経フォーラム	平成二十七年十二月三十一日
(二) 法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体がなく なつた年月日
岡 征男	都市政経懇話会	平成二十六年十月二十一日

### 人事委員会

人事委員会規則一一一（規則の分類）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年二月十九日

宮城県人事委員会  
委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則一一二

人事委員会規則一一一（規則の分類）の一部を改正する規則  
人事委員会規則一一一（規則の分類）の一部を次のように改正する。

「十三一〇の系列 任期付職員」を 「十三一〇の系列 任期付職員  
退職管理」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則十四一〇（職員の退職管理に関する規則）をここに公布する。

平成二十八年二月十九日

宮城県人事委員会  
委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十四一〇

職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三

十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成二十七年宮城県条例第八十号。以下「条例」という。）第三条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員（同項に規定する役員をいう。以下同じ。）が属する地方公共団体の執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（子法人）

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社
- 二 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社
- 三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社
- 四 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等（退職手当通算予定職員）

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選挙による採用が予定されてい



る者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 会計管理者
- 二 出納局長
- 三 議会事務局長
- 四 警察本部の部長及び市警察部長（特定地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。）が就いている場合に限る。）
- 五 人事委員会事務局長
- 六 監査委員事務局長
- 七 労働委員会事務局長
- 八 企業局長

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する地方公共団体の執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する地方

公共団体の執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思考するとき、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- 五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- 六 離職前五年間（再就職者が法第三十八条の二第四項又は第八項に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- 七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員の職及びその職務内容
- 八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第三十八条の二第一項に規定する契約等事務をいう。）
- 九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容

十 その他参考となるべき事項  
(再就職者による依頼等の届出の手續)

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

一 氏名  
二 生年月日

三 職

四 依頼等をした再就職者の氏名

五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

六 依頼等が行われた日時

七 依頼等の内容

(部長又は課長に相当する職)

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

一 人事委員会規則七―十八(管理職手当)別表第一に掲げる職のうち同表の区分欄に定める区分が一種から四種までのもの(次に掲げる職を除く。)

イ 部制条例(昭和三十五年宮城県条例第四十一号)に定める部の長

ロ 第六条各号(第四号及び第八号を除く。)に掲げる職

二 地方機関(行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)第四条に規定する地方機関及び宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)第三条第二項に規定する地方機関をいう。以下同じ。)の長並びに地方機関に置かれる支所の長(前号の職を除く。)

三 県立学校の校長

四 企業職員給与規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号)第五条第一項の表に掲げる職のうち同表の区分欄に定める区分が一種から四種までのもの(局長を除く。)

五 特定地方警務官が就いている職(第六条第四号の職を除く。)

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職

に相当する職として前条で定める職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する地方公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第十六条 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十二條 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の仕事として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職及び第十四條に定める職とする。ただし、特定地方警務官（国家公務員法第六十六條の二十三第三項に規定する管理職職員である者に限る。）が就いている職を除く。  
 （任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第二十三條 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- 二 法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により職員として採用された場合
- 三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であつて、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第二十四條 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、次項各号に掲げる事項を記載した届出書を、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に提出しなければならない。

2 条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 離職日
- 五 再就職日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位
- 九 その他任命権者が必要と認める事項

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第六條の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六條第一項の教育長（以下「旧教育長」という。）は、法第三十八條の二第四項の地方自治法第五十八條第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内

部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものとする。  
 3 第十七條の規定にかかわらず、旧教育長は、法第六十條第五号の地方自治法第五十八條第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職として人事委員会規則で定めるものとする。

4 第二十二條の規定にかかわらず、旧教育長は、条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の仕事として人事委員会規則で定めるものとする。

○人事委員会告示第一号

人事委員会の権限（職員の退職管理）の一部の委任

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び人事委員会規則十四一〇（職員の退職管理に関する規則）に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のとおり決定した。

平成二十八年二月十九日

宮城県人事委員会

委員長 小川 竹 男

一 受任者

宮城県人事委員会事務局長

二 委任する権限

- (一) 地方公務員法（以下「法」という。）第三十八條の二第七項に規定する届出を受理すること。
  - (二) 法第三十八條の三に規定する報告を受理すること。
  - (三) 法第三十八條の四第一項に規定する通知を受理すること。
  - (四) 法第三十八條の四第二項又は第三十八條の五第二項の規定により、調査の経過について任命権者に報告を求めること。
  - (五) 法第三十八條の四第三項又は第三十八條の五第二項に規定する報告を受理すること。
  - (六) 規則十四一〇第十一條に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。
  - (七) 規則十四一〇第十二條に規定する人事委員会が定める様式について定めること。
  - (八) 規則十四一〇第十三條に規定する人事委員会が定める様式について定めること。
  - (九) 規則十四一〇第二十三條第三号に規定する人事委員会が定める額について定めること。
- 三 この告示の効力の発生する日  
 平成二十八年四月一日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面における総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業（まぐろ、かじき、かつお、さめ等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。）の操業について、次のとおり制限する。  
平成二十八年二月十九日

宮城海区漁業調整委員会

会長 島 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二 操業の承認

かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十八年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 操業の承認の対象

次の1又は2のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認められた場合には承認の対象としないことがある。

1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者

2 その他委員会が認めた者

四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。

五 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。

2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。

3 禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア 岩手県大船渡市首崎先端

イ 岩手県大船渡市首崎先端正東十海里的点

ウ 宮城県気仙沼市御崎先端正東十海里的点

エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎先端正東十海里的点

オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里的点

カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里的点

キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

4 漁具の制限

(一) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二メートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならない。

(二) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

5 漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

(一) 両端部の浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ）、夜間にあつては白色の灯火及びレーダー反射板

(二) 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識、夜間にあつては白色の灯火

(三) (一)及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

6 塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農

林水産省令第五十四号）を遵守しなければならない。

8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

六 承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十八年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書（様式第一号）をそ

の住所地を管轄する地方振興事務所を経由し、宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。  
 なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事の副申書を添えなければならない。

2 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示（以下「委員会指示」という。）の日から平成二十八年三月七日までとする。

3 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 操業承認申請一覽表（様式第二号）
- (二) 委員会指示三の1に該当する者は水揚げ切書写、漁獲物陸揚証明書（様式第三号）、その他の者は申請理由書
- (三) 印鑑証明書
- (四) 漁船原簿謄本
- (五) 年間事業計画書（様式第四号）
- (六) 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書
- (七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書
- (八) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本
- (九) (一)～(八)までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

（承認証の交付）

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に掲げる漁港で、当該承認に係る漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者又は操業責任者に交付する。

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書（様式第六号）を提出し、その指示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町一丁目九一―一 電話 〇二二―三六六一―二三二	塩釜港
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四一―三十二 電話 〇二二―五一九五一―四七三	石巻港
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七―一六 電話 〇二二―六二二―一六八五一	気仙沼港

（承認証の書換え交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の(九)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（漁獲成績報告書の様式）

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

(別記)

指示様式第1号

宮かじき第 号
---------

- 1 文字及び数字(承認番号)の大きさは、8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とする。
- 2 文字、数字(承認番号)及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。

指示様式第2号

船 名	
根 拠 地 名	

- 1 標識は、黄色の布地とする。
- 2 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。

要領様式第1号

かじき等流し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

㊦

㊦

かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 操業区域 宮城県地先海面
- 3 使用船舶
 

(1) 船 名	丸
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	トン
(4) 機関の種類及び馬力数	PS又はキロワット
- 4 承認証交付希望港

(A4縦)



要領様式第3号

かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書

宮城県 年 月 日  
魚市場 ㊦

下記のとおり当市場に陸揚げしたことを証明する。

記

- 1 船 名 丸
- 2 漁船登録番号 トン
- 3 総 ト ン 数 P S又はキロワット
- 4 機関の種類及び馬力数
- 5 所有者の住所及び氏名
- 6 陸揚実績表

項目	魚 種 別 漁 獲 高				合 計
	まぐろ	かじき	かつお	その他	
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円

(A4縦)

要領様式第4号

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類	漁業	漁業	漁業	合 計
区分				
漁獲物の種類				
漁獲物の期間				
操業日数				
航海日数				
漁獲予想数量				
漁獲予想金額				
乗組員数				
所要経費	人件費			
	燃料費			
	費			
	費			
合計				

(A4縦)



要領様式第5号

(表)

	宮かじき第 号
かじき等流し網漁業操業承認証	住所 氏名
1 操業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 操業区域	宮城県地先海面
3 使用船舶	丸
(1) 船名	丸
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 機関の種類及び馬力数	ジーゼル P S又はキロワット
4 条件及び制限 (裏面記載のとおり)	
年 月 日	宮城海区漁業調整委員会 会長 印

(A4縦)

要領様式第5号

(裏)

条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域  
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。  
ア 岩手県大船渡市首崎突端  
イ 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点  
ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点  
エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点  
オ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点  
カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点  
キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 4 漁具の制限  
(1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12キロメートル以内であり、かつ、網目は15センチメートルを超えるものでなければならぬ。  
(2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 漁具の標識  
(1) 両端部の浮標  
星間にあつては別記様式第2号による標識及びレーザー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びレーザー反射板  
(2) 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標  
星間にあつては別記様式第2号による標識、夜間にあつては白色の灯火  
(3) (1)及び(2)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならぬ。
- 6 塗装しない船舶の使用禁止  
かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならぬ。
- 7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）を遵守しなければならない。
- 8 漁獲成績報告書の提出の義務  
操業の承認を受けた者は、操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 9 承認の取消し  
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

要領様式第6号

承認証交付申請書

年 月 日

地方振興事務所長 殿  
(水産漁港部扱い)

船主又は操業責任者

住 所

氏 名

㊦

年 月 日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けましたが、出漁の準備が完了したので、確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 漁船登録番号
- 4 総トン数 トン
- 5 希望日時 年 月 日 時
- 6 交付希望港
- 7 その他 (連絡先等) 港

(A4縦)

要領様式第7号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したので、書換え交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 記載事項

変 更 前	変 更 後

4 書換を必要とする理由

(A4縦)

要領様式第 8 号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

㊞

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号 宮かじき第

2 船 名 号 丸

3 滅失（き損）の理由

(A 4 縦)

要領様式第9号

宮城県漁業調整委員会 殿

かじき等流し網漁業漁獲成績報告書

様式番号	7・8	県名	9・10	漁業種類	11・12	整理番号	13-15	漁船登録番号	16-20	トン数	21-25	P.S又はキヨウツト	26-29	漁法	30	通常従業員数	31・32	33-35	36-38	港	港	
1	2~6	7・8	9・10	11・12	13-15	16-20	21-25	26-29	30	31・32	33-35	36-38	港	港	港							
2	1	6	1	2	0	0	*	*	4	3	*	*	*	*	*	*	*					

航海口数	操業日数	45~51	52~54
39~41	42~44	*~*	*~*

住 所	
報告者氏名	
船 名	
年月分報告	平成 年 月 日
報告年月日	平成 年 月 日

投網年月日	北緯 緯度	東経 経度	農林漁区	表面水温 (C)	網目長 (mm)	網の反り (mm)	かじき		魚 種 別				獲 量 (尾 数)				備考												
							めかじき	まかじき	まぐろ	びんなが	めばち	きはだ	かつお	もうかさめ	よしきり	しまお		あつなす	その他										
5356575815916061	62	63度分66	67	68度分72	73~76	77~80	81~83	84	85	86	87	88~91	92~95	96~99	100~103	104~107	108~111	112~115	116~119	120~123	124~127	128~131	132~135	136~139	140~143	144~147	148~151		
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*	1:2	1:2				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
合 計																													

備考  
 1 投網年月日、投網位置等、網及び魚種別漁獲量の欄は、操業一日ごとに記入すること。  
 2 投網位置は、緯経度又は農林漁区番号のいずれか一方を記入すればよい。また、緯経度は分の単位まで記入し、北緯、南緯、東経、西経の別はいずれか一方に○印をつけること。  
 3 \*印を付した欄は、記入しないこと。